

## 伊勢原市犯罪被害者等支援施策（案）のパブリックコメントの実施結果について

---

### 1 パブリックコメントの実施結果

#### (1) 意見募集期間

令和4年12月5日（月）～令和5年1月6日（金）

#### (2) 周知方法・閲覧場所

【周知方法】広報いせはら12月1日号、市ホームページ、くらし安心メール、LINE

【閲覧場所】人権・広聴相談課窓口、市役所1階ロビー、図書館、いせはら市民活動サポートセンター、市内各公民館、市ホームページ

#### (3) 提出意見数

10件（2名）

### 2 意見の要旨及び市の考え方

#### 【対応区分】

A：ご意見を踏まえ、制度等に反映するもの（3件）

B：ご意見の趣旨が既に制度等に反映されているもの（4件）

C：制度案には入っていないが、今後の事業の参考とするもの（2件）

D：ご意見として承ったもの（1件）

| No | 意見等の内容（要旨）   | 区分 | 市の考え方  |
|----|--|----|--|
| 1  | 基本となる法律は「犯罪被害者等支援法」ではなく「犯罪被害者等基本法」でよろしいか。  | A  | 御指摘のとおり、「犯罪被害者等基本法」に修正します。                         |
| 2  | 「権利保護」は「権利利益の保護」が適当では。   | A  | 御指摘のとおり、犯罪被害者等基本法に用いられている文言の「権利利益の保護」に修正します。       |
| 3  | カウンセリングや弁護士相談は回数に制限は。  | B  | カウンセリング及び法律相談の回数につきましては、複数回の利用を規則に規定することとしています。    |
| 4  | カウンセリングについて、条例施行前の被害者でも必要と認めるときは実施できると良い。  | B  | カウンセリングほか各支援施策につきましては、条例制定日以降に発生した事件に対し行うこととしています。 |
| 5  | <p>経済的支援について、各種支援金を計画していただいているのは良いのですが、重傷病支援金の支払い要件に、1ヶ月以上の治療期間と入院3日と規定されています。</p> <p>昨今の病院事情で入院3日は非常にハードルが高いため、金額は半額にし、入院3日を条件としない重傷病支援金を設けて欲しい。そのために支払件数が増えるかを注視して、その後の検討として欲しい。将来的に入院3日は規定から外して欲しい。</p> | C  | 入院要件につきましては、今後、先進市を参考に検討していきます。                    |

| No | 意見等の内容（要旨）  | 区分 | 市の考え方  |
|----|---|----|--|
| 6  | 意見の聴取について、「犯罪被害者等や関係機関から意見を聴く。」としていただきたい。経験した者でないと分からないことがあるので、当事者からの意見を大事にして欲しい。 | A  | 御意見のとおり、支援の充実に努めるため、被害に遭われた方から意見聴取することを条例に規定します。   |
| 7  | 川崎市や神戸市のように教育支援を盛り込んで欲しい。犯罪被害者の子や兄弟は、通学にも支障を来すことが多いので支援は必要と思う。                    | C  | 教育支援をはじめ、多様なメニューの必要性は認識しています。<br>今後、支援の充実に向けて被害に遭われた方等のニーズや先進市の取り組みについて調査研究に努めていきます。   |
| 8  | 県・警察・支援センター（サポステ）が取り扱わない犯罪種を受け付けていただけるのは、とても意義のあることだと思う。                          | B  | 引き続き、被害に遭われた方に寄り添った支援の充実に努めます。   |
| 9  | 犯罪被害者支援施策が一步前進したと感じます。条例化は最重要であると思います。計画どおり進めてほしい。                                | B  | 引き続き、被害に遭われた方に寄り添った支援の充実に努めます。   |
| 10 | 地域福祉計画に規定してほしい。   | D  | 地域福祉計画は、社会福祉法に基づく法定計画です。現在策定作業を進めている第5期地域福祉計画では、罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員としてともに生き、支え合う社会づくりを進める「再犯防止推進計画」を地域福祉計画に加えることとしていますが、犯罪被害者等に対する支援につきましては、地域福祉計画に包含する予定はありません。 |